

## マル適マークCMS認証の取り消し事業者の公表について

令和2年6月1日

特定非営利活動法人

日本ライフデザインカウンセラー協会

次の事業者の結婚相手紹介サービス業の運営内容に関し、「結婚相手紹介サービス業認証制度に関するガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」に基づき、マル適マークCMS認証を取り消しましたので公表いたします。

### 1. 対象となる事業者

名 称：株式会社バニラ ブライダルサロンビリーブ

所 在 地：札幌市中央区南1条西5丁目16番地 プレジデント松井ビル9階

代 表 者：代表取締役 橋本 浩

認 証 日：平成28年3月7日

### 2. 認証取り消し年月日

令和2年6月1日

### 3. 認証取り消しの理由

当該事業者に対しては、平成30年9月1日付で「ガイドライン Ⅲ 3. ③. a」に該当する判断し、6ヶ月間の認証停止をしたところです。

この度、新たに別の消費者より相談が寄せられたため改めて調査をしたところ、前回の認証停止の際と同様のガイドライン違反（Ⅱ 2.3.1）が確認されました。

一連の違反は「ガイドライン Ⅲ 3. ④. e」に該当すると判断し、認証を取り消すこととしました。

以 上

結婚相手紹介サービス業認証制度に関するガイドライン（抄）

（略）

II 結婚相手紹介サービス業の認証基準構成案（略）

2.3 中途解約

2.3.1 中途解約の受付

クーリング・オフ期間を経過した後であっても、理由の如何を問わず契約（関連商品販売契約を含む）の解除を認めていること。

（略）

III 結婚相手紹介サービス業認証制度のスキーム

（略）

3. 認証機関がとりうる措置

認証機関は、認証事業所及び申請事業者に対して以下の措置を取ることができる。

① 認証機関に直接寄せられた顧客からの苦情・相談や、消費生活センター等の行政機関からもたらされた情報等により、必要に応じて、認証事業所及び申請事業者に報告を求め等調査を行うことができる。 また、特に必要があるときには、実地調査の受入を求めることができる。

（略）

③ 以下の各事項に該当したときは、認証の停止措置をとることができる。

a) 認証事業所及び申請事業者に著しい認証基準違反があると認められる場合

（略）

※ 認証の停止措置をとった場合は、その旨を認証機関のホームページ等を通じて公表する。また、認証機関は、認証の停止措置の事由が改善されたと判断した場合、認証の停止措置を解除することができる。

（略）

④ 以下の各事項に該当したときは、認証を取り消すことができる。

e) その他、認証制度の信頼を著しく損ねた場合等、認証機関が取消に該当すると判断したとき

（略）